

宅地建物取引業法第16条第3項の規定に基づく登録講習
(宅地建物取引業法第16条第3項)

(1) 登録基準

宅地建物取引業法第16条第3項

(登録講習期間の登録)

第17条の3 第16条第3項の登録は、登録講習の実施に関する業務(以下「講習業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第17条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、第16条第3項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第17条の14の規定により第16条第3項の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(登録基準等)

第17条の5 国土交通大臣は、第17条の3の規定により登録を申請した者の行う登録講習が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

別表(第17条の5関係)

(略)

(2) 登録法人

<http://www.mlit.go.jp/common/000216151.pdf>

(3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし